

提出された意見の集計

案件名 情報公開制度における手数料の導入

1 提出数	11通
郵便	0通
FAX	3通
E-mail	8通
直接持参等	1通

2 意見の内訳

総数11通。のべ39件の意見等がありました。

項 目	件 数
1 反対	38件
2 どちらでもよい	1件

提出された意見と豊田市の考え方

1 反対

No	意見等の概要	市の考え
1	<p>情報公開請求に基づいて行われる行政事務の便益は、請求者個人ひとりに帰するものではなく、市民全体の便益にもなるものではないか。</p> <p>情報公開条例に基づいて行政の説明責任をもとめる市民の行為に対し、一般的な行政サービスの対価である「受益者負担」をもとめるのは疑問がある。</p>	<p>御指摘のとおり、情報公開請求による受益は、請求者一人のものだけでなく、市民全体のものでもあるため、住民票の交付のように、請求者のみが受益者となる行政サービスと全く同じように、請求者のみに応分の負担を求めることは、制度の趣旨に馴染みにくいと考えております。</p> <p>一方で、どのような文書を求め、どのような交付方法を希望するかは請求者が決めるものであり、また、一次的に成果物を受け取るのは請求者であることから、請求者には、やはり、受益者としての側面があると考えられます。したがって、請求権の行使を妨げない限りにおいて、請求者に対し、応分の負担を求めることは、許容されると考えております。</p>
2	<p>政務活動費の領収証など税金の適切な用途の監視に大量の公開請求が必要になれば、請求者に膨大な費用負担を強いることが懸念される。</p>	<p>請求文書が多岐又は多量である場合、文書の探索や不開示情報の有無等の審査に要するコストも大きくなることから、応分の御負担をいただくことは、やむを得ないと考えられます。</p> <p>一方で、請求の趣旨にそぐわない文書も含めて開示を行うことは、余分なコストが生じ、また、その一部を御負担いただくことにもつながるため、請求者の意向を丁寧に確認し、過不足のない情報公開を行うことで、請求者の負担が過度にならないよう取り組んでまいります。</p>

3	<p>公文書の適切な管理や合理化、個人情報など非開示情報を含まない情報のホームページ等での積極的な公開、請求者への丁寧な事前相談などにより、情報公開請求にかかる事務作業を効率化することで解決すべき。</p>	<p>御指摘のとおり、事務作業の効率化によるコストそのものの削減や、能動的な情報提供による開示請求の手間そのものの削減は、情報公開制度の実現において、より重要であると認識しています。本市はこれまで、一部の工事設計図書や食品営業台帳等の情報提供化を行っていますが、引き続き、市民が市政に関する情報を適時に、かつ、容易に得られるよう、情報提供の総合的推進に努めてまいります。</p>
4	<p>担当者の事務負担の軽減は、黒塗りの廃止、電子図書館のようなネットでいつでも公文書などの情報が見られる、というような取組みをすべき。</p>	<p>御指摘のとおり、事務作業の効率化によるコストそのものの削減や、能動的な情報提供による開示請求の手間そのものの削減は、情報公開制度の実現において、より重要であると認識しています。本市はこれまで、一部の工事設計図書や食品営業台帳等の情報提供化を行っていますが、引き続き、市民が市政に関する情報を適時に、かつ、容易に得られるよう、情報提供の総合的推進に努めてまいります。</p> <p>なお、行政文書には、個人情報や、公開により事業者の権利を侵害するおそれのある情報が含まれていますので、部分開示（黒塗り）そのものを廃止することは困難であると考えています。</p>
5	<p>情報は役所のものではない。手数料を加えることでお金を持った人が有利となる仕組みは反対。</p>	<p>御指摘のとおり、市が保有する情報は、その目的に応じて公共の福祉を実現するためのものであり、言わば市民のものであります。また、手数料については、その金額を、権利の行使を妨げない程度の額とし、請求の際には、請求者の意向を丁寧に確認</p>

		し、過不足のない情報公開を行うことで、請求者の負担が過度にならないよう取り組んでまいります。
6	提案の手数料を徴収しても、焼け石に水のようなものである。なぜ、「いま」この提案に至ったか理解できない。	きっかけは、開示請求手続の実務に携わる各文書保有課の職員から、制度所管課である法務課に対し、業務量の把握を試みるべきではないかという声が多く寄せられるようになったことによります。実際に、令和2年度の1年間を対象に調査を実施したところ、全体としてみれば少数となる請求者の方々に、相応のコストを負担しているという状況が明らかになったことから、今回の提案に至っています。
7	受益者負担の原則を貫けば、1件あたり2～3万円の請求手数料を徴収することになる。そうなれば事実上市民の情報公開請求を拒否する効果をもたらす市条例第1条と矛盾するため、この制度において、受益者負担の原則を持ち出すこと自体が論理矛盾に陥る。	受益者負担の原則を実現するに当たり、手続に要するコストの全額を負担いただく必要があるとは考えておりません。どの程度をご負担いただくかは、制度の趣旨や受益の程度から検討すべきであり、御指摘のとおり、事実上情報公開請求が困難になるような金額設定をすべきではありませんし、請求の結果が公益に還元されるという制度趣旨に鑑みれば、請求者への負担の転嫁は一部のみであるべきと考えられます。これを踏まえ、今回の提案額を設定しております。
8	市の保有する情報は市民全員の共有財産であるため、それにアクセスするために生じる人件費は、市民全員の負担（税金）で充てられるべきである。	そのような考え方も成り立ちうると解しますが、一方で、どのような文書を求め、どのような交付方法を希望するかは請求者が決めるものであり、また、一次的に成果物を受け取るのは請求者であることから、請求者には、やはり、受益者としての側面があると考えられます。

		<p>その上で、全体としてみれば少数となる請求者の方々に、相応のコストを負担しているという状況が明らかになったことから、その一部を負担いただくという発想に至っております。</p>
9	<p>請求手数料を納付した後に請求した文書の不存在が発覚した場合、請求者は手数料に見合う受益をうけられないことになる。</p>	<p>請求が徒労に終わらないよう、請求時の対応において、文書の不存在が疑われる場合には、所管課への確認等を行い、その結果を事前にお伝えするよう努めて参ります。一方で、請求手続を進捗した結果、不存在であったとしても、不存在を確認するまでのコストは発生しており、また、請求者は、不存在であるという事実を処分として受け取りますので、文書が不存在であったことにより、請求手数料の徴収が不当になるとまでは考えておりません。</p>
10	<p>手数料の導入は、市民の知る権利、開かれた公正で透明な市政の後退となる。</p>	<p>不公平の是正は、制度の健全な運用に必要であると考えます。</p> <p>また、市民の知る権利、透明な市政の後退にならないよう、手数料の額については、権利の行使を妨げない程度とし、合わせて、市民が市政に関する情報を適時に、かつ、容易に得られるよう、情報提供の総合的推進に努めてまいります。</p>
11	<p>情報公開制度を利用して、明らかになる事実は、請求者個人のものでなく、市民全体が結果として共有することになるため、市民全体の利益になる。</p>	<p>御指摘のとおり、情報公開請求による受益は、請求者一人のものだけでなく、市民全体のものでもあるため、住民票の交付のように、請求者のみが受益者となる行政サービスと全く同じように、請求者のみに応分の負担を求めることは、制度の趣旨に馴染みにくいと考えております。一方で、どのような文書を求め、</p>

		<p>どのような交付方法を希望するかは請求者が決めるものであり、また、一次的に成果物を受け取るのは請求者であることから、請求者には、やはり、受益者としての側面があると考えられます。したがって、請求権の行使を妨げない限りにおいて、請求者に対し、応分の負担を求めることは、許容されると考えております。</p>
1 2	<p>確かに大きなコストが発生しているが、算出されたコストが、デジタル化等の業務改革を十分に実施した上での、やむを得ず、必要最小限としてのコストであるとは思えない。</p>	<p>御指摘のとおり、事務の効率化によりコストそのものを削減することは、情報公開制度の手續に限らず、重要であると認識しております。開示対象文書の探索という観点で申し上げますと、本市では、豊田市総合文書管理システムを構築しており、紙文書及び電子文書の保管状況等を総合的に管理し、検索できるようにするとともに、当該システムの管理外の文書についても、各課において、業務で用いる電子文書を共有フォルダ上で管理する等行っておりますが、これが著しく非効率な管理体制であるとまでは評価しておりません。また、地方公共団体においては、様々な環境にある全ての市民を対象に行政サービスを提供しているため、あらゆる情報や手續を電子化することは、容易ではないと考えられます。一方で、技術の進展等も含めて、効率化の余地は常に多くあると認識しておりますので、引き続き、不断の効率化に取り組んで参ります。</p>
1 3	<p>「開示の準備」について、請求対象がデータであれば、紙代、コピー</p>	<p>開示手数料は、開示に要する紙代等の実費ではなく、請求者の要望に</p>

	代に相当する費用は無いはずであり、開示手数料は無料にすべき。	沿った開示方法の実施に要する人件費の一部を負担いただくという趣旨を実現するための手数料となります。データで保有している文書をデータとして提供する場合であっても、不開示部分の黒塗り、提供用ファイルへの変換、提供用媒体への書き出し等の処理が必要となるため、手数料の免除は難しいと考えられます。
14	情報の開示、不開示の判断の基準は明確に決まっているべきもので、その判断は自動的に決まると言える。自動的に決まるものは、単純作業に落とし込めるため、作業の工数を下げる検討をすべき。	不開示とすべき部分の判断基準は、豊田市情報公開条例により定められていますが、あらゆる文書を見越して個別具体的な基準を明文化することは困難であるため、その記述は普遍的かつ類型的な表現となっています。したがって、現に請求の対象となった文書の具体的な記述がこれに該当するかどうかの判断は、自動的に決まるとは言い難く、条例解釈の問題であり、不開示情報が開示されることにより市民等の権利を侵害するおそれもあることから、裁判例等の確認等も含めて慎重に行う必要があります。もっとも、類型的な請求もございますので、これについては、過去の事案の参照や手引等への掲載により、引き続き効率化を図って参ります。
15	請求プロセスと、開示プロセスを、それぞれ、その流れを見える化し、無駄なフローを探し、一つ一つ、地道に業務改善し、コスト削減を図るべき。	事務改善のための手法を示唆いただき、ありがとうございます。引き続き、様々な分析手法を活用し、事務の効率化に取り組んで参ります。
16	市政情報は、市民の知る権利に基づき、原則開示とすべき。情報公開請求をしなくても容易に入手でき	御指摘のとおり、開示手続によらない能動的な情報提供は、情報公開制度の実現において、重要であると

	<p>ることを基本とし、無料とすべき。</p>	<p>認識しています。一方で、市が保有する文書は膨大であり、その大半を、あらかじめ情報提供できる状態にすることは、事実上困難でもあります。引き続き、市民が市政に関する情報を適時に、かつ、容易に得られるよう、情報提供の総合的推進に努めてまいります。</p>
17	<p>情報公開制度の一般市民の利用者は少なく、コスト削減の対象とすべきではない。多数、大量の請求を行う者や入札結果などを請求する事業者等の受益者と、一般市民とは分けるべき。</p>	<p>情報公開請求は、目的を問わず、誰でも利用でき、また、手続きに係るコストは「一般市民」「大量の請求を行う者」「事業者」といった区別によらず発生するため、これらの区別に依じて手数料の免除等を行うことは、適当ではないと考えています。なお、手数料の徴収は、コスト削減を目的とするものではなく、請求をされない方との不公平を是正するために、受益に応じた負担をいただくことを目的としています。</p>
18	<p>情報入手をしやすいするために、市役所の1階のホールや図書館には、文書で総合計画、基本計画、施政方針、予算・決算書、年度計画、調査報告書など基礎資料一式を全て揃えるべき。また、資料説明の市政「コンシェルジュ」を置くべき。</p>	<p>御提案ありがとうございます。本市の情報公開の推進の手法への御意見として頂戴いたします。</p>
19	<p>手続きの簡素化、インターネットでの請求受付を行うべき。</p>	<p>御提案ありがとうございます。手続きの電子化については検討中ですので、御意見として頂戴いたします。</p>
20	<p>過去に決定された開示文書の類似の例は早く開示し、利便性を上げるべき。</p>	<p>御提案ありがとうございます。過去の事案の参照や手引等への掲載により、引き続き効率化を図って参ります。</p>
21	<p>コストの根拠が明確でない。人件費というが、情報公開も通常業務の</p>	<p>開示手続きに係るコストは、令和2年度の全ての開示請求事案の進</p>

	<p>一部であり、かかる負担に偏在性があるは他の業務でも同じである。</p>	<p>捗に要した時間を調査し、これを人件費に換算して算出しております。後段につきましては、情報公開制度において現状を調査し、相当程度の偏在が認められたために対応を検討しているという経緯になりますので、仮に同様の現状が他の制度において認められた場合にも、情報公開制度における解決が不要であるということにはならないと思料します。</p>
2 2	<p>情報公開は、市政を市民に公開し透明性を保障することであり、そのために費用や手間（手続）を多くかけることは、情報公開の趣旨に反する。</p>	<p>御指摘のとおり、情報公開の趣旨は、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、もって市民の理解と批判の下に公正で透明な市政を実現し、市民の市政への参加の促進に資することであり、請求者に対し、いたずらに費用や手続を課したり、また、市としても、無駄なコストを負担すべきではないと考えます。そのためには、事務作業の効率化や能動的な情報提供が重要であると認識しています。</p>
2 3	<p>請求するだけで200円というのは、請求権を狭めることであり、請求者を特別視するのは、民主主義に反する。</p>	<p>手数料の額については、その金額を、権利の行使を妨げない程度の額と評価しております。また、請求の際には、請求者の意向を丁寧に確認し、過不足のない情報公開を行うことで、請求者の負担が過度にならないよう取り組んでまいります。</p>
2 4	<p>現行のコピー代金の中にすでに費用は含まれているはずであり、1枚10円というのは実質の経費以上であり、根拠に乏しい。</p>	<p>現行のコピー代は、紙への印刷、複写等に係る実費に相当する額として申し受けており、開示手数料は、開示に要する紙換算1枚当たりの人件費の10%として算出したものであるため、転嫁する対象のコストが重複しているということはないと思料します。</p>

25	他の行政機関が導入しているからやるというのは、行政の姿勢としては不適切。豊田市独自の見解と方針がない。	他の行政機関の制度は、形式的な類似制度としての参考に過ぎず、この提案は、本市における問題とその解決のために行っています。
26	請求件数が増えることは望ましいことであり、厄介者扱いするのは行政の姿勢として不適切。	御指摘のとおり、市政に関心を持ち、情報公開制度を積極的に御利用いただくことは、情報公開制度の趣旨に照らし、望ましいことです。そもそも手数料の導入は、請求をされない方との不公平を是正するために、受益に応じた負担をいただくことが目的であり、請求件数を抑制するという意図はもとより、請求者を厄介者扱いする意図は毛頭ございません。
27	「知る権利」は、利益を得る権利ではないから、受益者負担という考えは不適切。	情報の取得は利益（金銭的利益とは限りません。）と思料します。最も、御指摘のとおり、その受益は、請求者一人のものだけでなく、市民全体のものでもあるため、住民票の交付のように、請求者のみが受益者となる行政サービスと全く同じように、請求者のみに応分の負担を求めることは、制度の趣旨に馴染みにくいと考えております。一方で、どのような文書を求め、どのような交付方法を希望するかは請求者が決めるものであり、また、一次的に成果物を受け取るのは請求者であることから、請求者には、やはり、受益者としての側面があると考えられます。
28	情報公開制度は、市民の知る権利を保障し、もって市の活動を明らかにして、市政の監視に資するという民主的な要素を持つところ、一部の請求者が多量の請求を行っている	御指摘のとおり、請求者による情報公開制度の利用は、市民全体の知る権利に資するものであって、請求手続を利用されない市民も含めて受益者と観念すべきと考えられま

	<p>事実があるとしても、必ずしもそれは行政コストの偏在というわけではなく、結果的には市民全体の知る権利に資するものであって、他の市民はコストの対価として情報を享受していると考えられる。この点に関して、多数請求者により、市民全体の知る権利の行使と行政監視が担われている面がある一方で、それらに手数料を負担させ、その請求を抑制してしまう制度には問題がある。</p>	<p>す。また、多数の、あるいは多量の請求をされるかどうかはさておき、請求者により適切な行政監視が行われることは、制度の趣旨に沿うものと考えられます。一方で、どのような文書を求め、どのような交付方法を希望するかは請求者が決めるものであり、また、一次的に成果物を受け取るのは請求者であることから、請求者にも、やはり、受益者としての側面があると考えられます。したがって、請求権の行使を妨げない限りにおいて、請求者に対し、応分の負担を求めることは、許容されるところと考えております。</p>
29	<p>請求手数料により、もともと少ない情報公開の利用者が更に減少し、幅広い利用者からの請求に基づく市政の公開が達せられないことが危惧される。応益負担の不公平の是正は、情報公開制度の活性化によって図るべきであり、手数料の導入は、その利用を抑制してしまい、幅広い市民が気軽に利用できる制度からは遠ざかってしまう。</p>	<p>制度の不活性化を助長しないよう、手数料の額については、権利の行使を妨げない程度としており、合わせて、請求の際には、請求者とのやり取りの中で、必要としている情報を的確に把握し、過度な負担にならないよう努めてまいります。</p>
30	<p>開示手数料に関して、100枚を超える請求に関して手数料を徴収するとあるが、行政の監視のためは、多量の文書の開示が必要であると考えられ、多量の請求に対して手数料の負担を求めることは、請求が事実上制限され、広範な行政監視を困難なものとし、透明な市政の実現という理念に反する。</p>	<p>請求文書が多岐又は多量である場合、文書の探索や不開示情報の有無等の審査に要するコストも大きくなることから、応分の御負担をいただくことは、やむを得ないと考えられます。一方で、請求の趣旨にそぐわない文書も含めて開示を行うことは、余分なコストが生じ、また、その一部を御負担いただくことにもつながるため、請求者の意向を丁寧に確認し、過不足のない情報公開を行うことで、請求者の負担が過度</p>

		にならないよう取り組んでまいります。
3 1	頻繁に情報公開制度を利用しない市民にとって、請求によって要する紙の枚数を予測することは困難であり、結果として開示手数料を徴収されることを避けるべく情報公開の利用事態を控えてしまうと考えられる。	現行の制度においても、写しの交付を求められる場合には、同様の懸念が想定されますが、請求の相談には積極的に応じ、必要であれば、請求手続の前に、必要な対応期間をいただくことを前提に、想定されるボリュームを概算して提示させていただく等の対応を行い、安心してご利用いただけるよう取り組んでまいります。
3 2	開示手数料の100枚を超えた場合10円/枚の徴収について、作業が進むにつれ効率はアップすると考えるため、枚数が増すと1枚に係るコストがアップすることに納得できない。	開示手数料について、100枚までは1枚当たり10円の手数料を徴収しないこととしている趣旨は、請求が抑制されることを防ぐための措置であり、請求枚数が増えることによって増大したコストを転嫁する趣旨ではありません。
3 3	コンビニのコピー代金は10円で採算がとれていることを考えると実質必要経費を上回っている。	コンビニエンスストアにおいて、コピーサービス単体で人件費も含めて採算がとれているかどうかは不明ですが、開示制度における開示プロセスに相当するプロセスはないと思われるため、単純に比較すべきではないと思料します。
3 4	情報公開制度は時間と金のかかるものなので、簡便な情報提供をしていただきたい。	御指摘のとおり、能動的な情報提供は、情報公開制度の実現において、重要であると認識しています。引き続き、市民が市政に関する情報を適時に、かつ、容易に得られるよう、情報提供の総合的推進に努めてまいります。
3 5	情報公開制度の利用者と利用していない人との不公平についての言及に違和感があり、利用者が行政コストを多く負担し、悪いことをし	情報公開制度は積極的に利用していただくべきものですが、これを利用するかどうかのみによって、政治への関心の有無や善悪が評価さ

	<p>ているように聞こえ、「政治に無関心な人」と「政治に積極的に参加する人」と比較して後者は良くないことをしているように伝わる。市民の政治参加を促すのであれば、情報公開の費用を市民に負担させないようにしていただきたい。</p>	<p>れるべきではないと思料します。手数料の導入の趣旨は、あくまで請求をされない方との不公平を是正するために、受益に応じた負担をいただくことであり、また、その額については、権利の行使を妨げない程度とし、請求の際には、請求者の意向を丁寧に確認し、過不足のない情報公開を行うことで、請求者の負担が過度にならないよう取り組んでまいります。</p>
<p>36</p>	<p>豊田市情報公開条例第1条は、情報公開請求の制度は民主主義の根幹をなす知る権利を尊重するために設けられたものであり、これは行政の市民に対する説明責任を実現するためのものであることを法的義務として宣言している。一方、「受益者負担」の考え方は、行政が特定の市民に特別なサービスを行った場合に、サービスを受けた者とサービスを受けない一般市民との間の不公平を是正することを目的としたもので、サービス実施に要した費用を、サービスを受けた者に負担させようとする考え方を基礎とする。しかしながら、条例に基づく情報公開請求に基づいて、行政の説明責任を問う市民の行為が、行政に特別のサービスの提供を求めることにはならないことは、条例上も、憲法21条の趣旨からも明らかであり、受益者負担と情報公開の制度は、本来両立しない。にもかかわらず、あえて豊田市が情報公開請求に受益者負担を持ち出すことは、結果的に行政の市民に対する説明責任を否定することを意味する。これは豊田市</p>	<p>御指摘のとおり、情報公開制度は、行政の市民に対する説明責任を全うし、公正で透明な市政を行うための制度であり、民主主義の実現に不可欠なものであると認識しています。そして、開示請求はこれを具現化するための手続であるから、住民票の交付のように、請求者のみが受益者となる行政サービスと全く同じように、請求者のみに応分の負担を求めることは、制度の趣旨に馴染みにくいと考えております。一方で、どのような文書を求め、どのような交付方法を希望するかは請求者が決めるものであり、また、一次的に成果物を受け取るのは請求者であることから、請求者は、受益者としての側面も有すると考えられます。したがって、手続に相応のコストを要している以上、請求権の行使を妨げない限りにおいて、請求者に対し、応分の負担を求めることは、情報公開制度の趣旨と矛盾するとまでは言えず、許容されると考えております。このことから、手数料の導入は、行政の市民に対する説明責任を否定することにはならず、ま</p>

	<p>の情報公開制度を広報に変質させる点で、実際の運用にも市当局が説明責任を負う結果が想定される情報の不開示など、不開示情報の拡大をもたらす根拠となるのであって、到底是認されない。</p>	<p>た、行政が恣意的に不開示情報を拡大するような事態にはつながらないと考えています。もっとも、行政側が、手数料を課しているということは、他の行政サービスと同様に、特定の請求者にのみサービスを提供しているものであるという勘違いを犯すことはあってはならず、その趣旨の継続的理解は必須であると認識しています。</p>
<p>37</p>	<p>手数料が、これまでの豊田市の情報公開制度を運用においても後退させることは明らかである。開示手数料の単位となる「公文書1件」の数はこのパブリックコメント資料をみるかぎり不明だが、仮に「一件」を開示対象文書の標目毎にカウントした場合には、膨大な費用の負担を請求者に強いることになる。開示手数料を徴収する根拠については、大量請求によって職員の仕事量が増大するなどを理由に挙げる自治体がほとんどであるが、政務活動費の領収証など、適切な税金の使途を監視するために大量請求が必要になることは珍しくない。請求手数料の徴収は、行政監視を後退させる結果になることは明らかである。</p>	<p>手数料については、その金額を、権利の行使を妨げない程度の額として検討しておりますが、請求文書が多岐又は多量である場合、文書の探索や不開示情報の有無等の審査に要するコストも大きくなることから、応分の御負担をいただくことは、やむを得ないと考えられます。一方で、請求の趣旨にそぐわない文書も含めて開示を行うことは、余分なコストが生じ、また、その一部を御負担いただくことにもつながるため、請求者の意向を丁寧に確認し、過不足のない情報公開を行うことで、請求者の負担が過度にならないよう取り組んでまいります。また、1件の定義につきましても、国のように行政文書単位とする予定はなく、請求者の負担に配慮した設定を検討しております。なお、御承知置きかと存じますが、本市における手数料の導入の目的は、大量請求による職員の仕事量の増大の抑制ではなく、請求をされない方との不公平を是正するために、受益に応じた負担をいただくことです。</p>
<p>38</p>	<p>豊田市の情報公開制度の後退は、</p>	<p>本市における手数料導入の検討</p>

<p>情報公開制度の民主主義政治への重要性について首長、議員の間で十分な理解がなされていないことを意味すると考えざるを得ない。そしてその原因として、第二期安倍政権以降、国は政権に都合の良い情報の広報にすぎないものを「国民への情報公開」と意図的に誤用する一方で、重大な説明責任発生の根拠となる文書の破棄、改ざんを行ってきたことが次々に明らかになったことを指摘しなければならない。こうした国の情報公開制度への敵対的姿勢は、情報公開制度に対する信頼を害し、それまでの地方公共団体における情報公開制度への真面目な取組を否定し、説明責任に対する豊田市長や議員の意欲の後退を蔓延せ、これに豊田市が呼応したと考えざるを得ない。</p>	<p>は、独自に行っているものであり、国の施策や政策的姿勢に影響を受けたものではございません。本市は、引き続き、情報公開制度の趣旨の実現について、真摯に取り組んでまいります。</p>
--	---

2 賛成・反対どちらでもよい

No	意見等の概要	市の考え
1	<p>情報公開制度を活性化するには、開示請求について、どのような主旨で請求されたかを明文化し、これを公開すべき。</p>	<p>情報公開制度は、開かれた制度として、どなたであっても、原則、目的を問うことなく利用できるべきであるため、例えば開示請求書に請求の主旨等を記載させ、これを公表するといった運用は、すべきではないと考えています。</p>